年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回の	あっ	せん	等0	つ概要
----------------	----	-----	----	----	----	-----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成3年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで

A事業所における厚生年金保険の資格喪失日は、平成3年7月31日となっているが、離職日が同日であり、厚生年金保険の資格喪失日は、同年8月1日となるはずなので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間についてA事業所に 勤務していたことが確認できる。

そして、A事業所は、「申立人の離職日を資格喪失日として誤って記入したことが推測され、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除したものと思われる。」と回答している上、オンライン記録によると、同事業所から同事業所関連の事業所に異動していることが確認できる厚生年金保険の被保険者は、申立人を含め27人確認できるところ、申立人を除く26人全員の厚生年金保険の加入記録に空白期間が無いことから、申立人は、A事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における平成3年6月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主は

平成3年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもののその後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成11年3月から12年9月までの期間は59万円、同年10月及び同年11月は62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から12年12月8日まで 社会保険事務所への照会により、専務取締役としてA社に勤務していた 申立期間の標準報酬月額が実際の給与総支給額よりも低く訂正されている ことが分かった。

申立期間の標準報酬月額を訂正することに同意した記憶は無いので、申立期間について、訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人は、申立期間について、平成11年3月から12年9月までは59万円、同年10月及び同年11月は62万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、当初、平成11年3月から12年9月までは59万円、同年10月及び同年11月は62万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成12年12月8日)より後の同年12月28日付けで、11年3月から12年10月までは14万2,000円、同年11月は38万円に、遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本等により、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年12月当時、同社の専務取締役であったことが確認できるものの、販売促進会議を主催するなど、主にスーパーマーケットの経営部門の責任者として務めており、社会保険事務には関与し

ていなかった旨主張している上、申立期間当時における同社の代表取締役、 常務取締役及び社会保険事務の担当を含む複数の従業員は、いずれも申立人 が、申立期間当時、社会保険事務に関与していなかった旨証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成11年3月から12年9月までの期間は59万円、同年10月及び同年11月は62万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月及び同年 12 月から 51 年 12 月までの期間の国民年 金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月

② 昭和50年12月から51年12月まで

昭和52年6月頃離婚したため、その後、間を置かず市役所へ出向き国民 年金の加入手続を行った。

その際に、市の担当者から、「過去の未納保険料を現在の保険料額で納付しなければ国民年金に加入できない。」との説明を受けたので、銀行に出向き、国民年金保険料を一括して納付したのに、申立期間①及び②が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金の加入手続、国民年金保険料を一括納付したとする時期、その金額等についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 9 月 5 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと推認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「市の担当者から、過去の未納保険料を現在の保険料額で納付しなければ国民年金に加入できないとの説明を受けたので、保険料を一括納付した。」旨主張しているところ、申立人が居住する市は、「国民年金の加入手続時に担当者がそのような説明を行ったとは考え難い。」と回答している上、オンライン記録によると、申立期間①直後の昭和 50 年6月から申立期間②直前の同年 11 月までの期間に係る厚生年金保険の加入記録

は、平成 18 年 10 月 24 日に追加されていることが確認でき、この時点までは、当該期間は年金記録上国民年金保険料の未納期間であったことから、申立人が申立期間①及び②の期間のみの保険料を一括納付したとする申立内容は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年4月から 13 年3月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から13年3月まで

申立期間について、妻が市役所へ出向き、又は、市役所担当職員の家庭訪問を受けて夫婦二人の免除申請手続を一緒に行ったはずなのに、平成 11 年4月から 12 年3月までは夫婦共に未納とされ、同年4月から 13 年3月までは、妻は申請免除期間となっているのに、私は未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成 11 年4月から 12 年3月までの期間について、申立人が居住する市を管轄する年金事務所は、「当事務所では、平成9年度以降の国民年金保険料免除申請書を保管しており、申立人及びその妻に係る申立期間前後の当該申請書を調査したところ、9年度、10年度、12年度及び13年度の当該申請書は確認できるが、11年度の当該免除申請書は見当たらない。」旨回答している上、同市が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料・収滞納者一覧表によると、申立人及びその妻に係る平成 11年度の年金記録が共に未納とされているなど、同市を管轄する社会保険事務所(当時)及び同市において、申立人及びその妻に係る同年度の当該免除申請書を受理した形跡は無いことから、申立人及びその妻は、当該期間に係る免除申請手続を行っていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立期間のうち平成 12 年4月から 13 年3月までの期間について、申立人及びその妻に係る 12 年度の国民年金保険料免除申請書によると、申立人及びその妻は、12 年5月 10 日付けで夫婦一緒に当該免除申請書を申立人が居住する市に提出していることが確認できるものの、同市を管轄する社会保険事務所が申立人の免除申請について、「多額の生命保険料が払われて

いるため。」として却下し、申立人の妻のみ当該期間の申請免除を承認していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料(国民年金保険料免除承認通知書、日記等)は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から59年12月まで

昭和55年3月に大学専攻科を修了し、同大学非常勤講師として勤め始める頃に、父親から国民年金に加入するよう言われ、すぐに市役所で加入手続を行った。その後は毎月、自転車で同市役所へ出向き納付していたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和55年3月に大学専攻科を修了し、同大学非常勤講師として勤め始める頃に、すぐに市役所で加入手続を行った。」旨主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年3月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したと推認され、この時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を市役所で毎月納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和 60 年1月から 61 年3月までの保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された直後の 62 年4月に過年度納付されていることが確認できる上、申立人が毎月納付したとする申立期間 (57 か月) の保険料について、57 回連続して行政側の事務処理に不手際が生じたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月及び37年5月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月

② 昭和37年5月から39年3月まで

年金事務所に国民年金の加入記録について照会したところ、申立期間① 及び②について、国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、申立期間①については、昭和36年10月頃、私又は妻が、A市役所の窓口において国民年金の加入手続を行い、妻が定期的に自宅に来る集金人に夫婦の国民年金保険料を一緒に納付(現年度納付)した。

また、申立期間②については、会社を退職した昭和 37 年 5 月頃、妻が、 集金人を通じて、国民年金の加入手続を行うとともに、集金人に夫婦の国 民年金保険料を一緒に納付(現年度納付)していたことを記憶している。

申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和36年11月15日に国民年金被保険者資格を喪失した後、同年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できること、及び申立人に係るオンライン記録によると、国民年金被保険者資格の喪失日は、当初、同年11月15日であったものが、平成2年5月8日付けで昭和36年12月1日に訂正されていることが確認できることから、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料の現年度納付が可能であった期間(昭和36年11月から37年4月まで)に、国民年金に加入していなかったものと考えられる。

また、申立人の妻は、申立期間①及び②を含む申立人と同時期に国民年金

に加入していた期間については、夫婦の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、申立人に係る申立期間①の直前の国民年金加入期間(昭和 36 年 9 月及び同年 10 月)及び申立期間②の直後の国民年金加入期間(39 年 4 月から 47 年 1 月まで)のうち、申立人及びその妻の国民年金被保険者名簿により保険料納付日が確認できる昭和 41 年 3 月以前の期間(36 年 9 月、同年 10 月及び 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間)については、39 年 4 月から同年 9 月までの期間を除き、申立人及びその妻の保険料が同日に納付されているが、39 年 4 月から同年 9 月までの期間については、申立人の妻の保険料が、3 か月ごとに定期的に納付されているのに対して、申立人の保険料は、同年 12 月 1 日に同年 4 月から同年 12 月までの保険料が一括納付されていることから、申立人は、37 年 5 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、39 年度に国民年金の加入手続を行い、37 年 5 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得し、集金人が収納できる現年度(39 年 4 月から同年 12 月まで)の保険料を一括納付したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から同年 10 月までの期間及び 47 年 5 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から同年10月まで

② 昭和47年5月から50年3月まで

ねんきん特別便により、申立期間①及び②について、国民年金保険料が 未納となっていることが分かった。

しかし、申立期間①については、時期は定かではないが、昭和46年7月に会社を退職した後、A市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った際、同市役所庁舎内にあった銀行の窓口で同年7月の国民年金保険料を納付するとともに、同年8月から同年10月までの保険料については、母親が、自身の保険料と一緒に、毎月、自宅に来る集金人に納付していた。

また、申立期間②については、時期は定かではないが、昭和47年5月に会社を退職してから48年にA市の臨時職員として採用されるまでの間に、A市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った後、同市に勤務していた同年から50年までの間に、知人の同市職員から、納付を失念していた国民年金保険料を納付するよう勧められたため、1年の保険料を2回に分けて同市役所の窓口又は同市役所庁舎内の銀行の窓口で納付するとともに、それ以降の保険料については、母親が、自身の保険料と一緒に、当該集金人に納付していた。

申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び国民年金受付処理簿の記録によると、申立人は、昭和50年8月2日に国民年金の加入手続を行い、同年

8月に国民年金手帳記号番号を払い出されるとともに、46年7月1日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したものと推認され、当該時点で、申立期間①及び申立期間②の一部(昭和47年5月から48年6月)は時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、当該期間の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の一部(昭和 46 年 8 月から同年 10 月まで) について、申立人の母親が、自身と申立人の国民年金保険料を一緒に納付し ていたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の母親は、 当該期間に国民年金に加入していなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②に係る国民年金保険料の納付について、1年の保険料を2回に分けてA市役所の窓口又は同市役所庁舎内にあった銀行の窓口で一括納付した後、それ以降の保険料については、毎月、自宅に来る集金人に申立人の母親が納付していたと主張しているところ、前述のとおり、申立期間②のうち48年6月以前は時効により保険料を納付することができない。また、同年7月以降については、過年度納付が可能であったと考えられるものの、申立人は、同市役所の窓口又は同市役所庁舎内の銀行に2回に分けて一括納付したとする1年の国民年金保険料納付額について、月額3,000円と記憶しており、実際の国民年金保険料額(昭和48年7月から同年12月までは550円、49年1月から同年12月までは900円及び50年1月から同年3月までは1,100円)と大きく相違している上、A市は、「申立期間②当時、集金人が、過年度保険料を収納することや国民年金被保険者から預かった過年度保険料を金融機関の窓口で納付することは無かった。」と回答していることから、申立人の母親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び② の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月1日から23年5月1日まで

② 昭和23年7月1日から25年6月1日まで

ねんきん特別便により、A社(昭和23年1月10日にB社に名称変更) E支所に勤務していた申立期間①について、厚生年金保険の加入記録が無いこと、及びC社のD丸に乗船していた申立期間②について、船員保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間①については、高等小学校を卒業後、父親がA社E支 所の工場長であったことから同社に勤務するようになり、最初は見習であ ったが、正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として 認めてほしい。

また、申立期間②については、F行政機関の受験資格を得るため、船員として2年間、C社のD丸に乗船していたので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、F行政機関が保管する申立人の履歴書(写)により、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していた可能性がうかがわれる。

しかしながら、申立人が記憶する申立期間①当時のA社E支所の支所長、 工場長(申立人の父親)、事務及び経理担当者1人並びに同僚3人(申立 人の兄1人を含む。)のうち、氏名を特定できない同僚2人を除く4人に ついて、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保 険の加入状況を確認したところ、被保険者資格の喪失日を確認できない支 所長を除く、事務及び経理担当者1人及び同僚1人(申立人の兄)につい ては、申立期間①の一部について加入記録があるものの、工場長とされる 申立人の父親については、加入記録が無いことから、同社では、申立期間 ①当時、一部の従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考え られる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間①当時の事業主は死亡しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立期間①に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に おいて、申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者番号に欠番も無い。 このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、C社所有のD丸に乗船していたと申し立てているが、同社には、当時の人事記録が残っておらず、申立人の勤務実態について不明としていること、申立人が記憶する船長及び機関長は既に死亡している上、同社所有のD丸に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間②当時、同船に乗船していたことが確認できる乗組員のうち、連絡の取れた1人は、申立人を記憶していないこと、及び上記履歴書(写)には、申立人が同船に乗船していた旨の記載が無いことから、申立人の勤務実態について確認することはできない。

また、C社所有のD丸については、同船に係る船員保険被保険者名簿により、被保険者の資格取得日が、いずれも昭和24年3月1日以降となっていることが確認でき、同日に船員保険の適用船舶となったものと推認されることから、申立人は、申立期間②の一部(昭和23年7月1日から24年2月28日まで)について、同船に係る船員保険に加入していなかったものと考えられる。

さらに、C社は、申立期間②当時における賃金台帳等の資料は残っていないとしていることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、C社所有のD丸に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間②当時、申立人の氏名は見当たらず、申立人の船員保険被保険者台帳に、申立期間②における加入記録は無い上、オンライン記録により、申立人は、申立期間②の一部(昭和25年3月1日から同年3月30日まで)について、G社に係る厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主 により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から12年12月8日まで ねんきん定期便により、代表取締役としてA社に勤務していた申立期間 の標準報酬月額が実際の給与総支給額よりも低く訂正されていることが分 かった。

申立期間の標準報酬月額を訂正することに同意した記憶は無いので、申立期間について、訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 11 年 3 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 62 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 12 年 12 月 8 日)より後の同年 12 月 28 日付けで、11 年 3 月から 12 年 10 月までは 14 万 2,000 円、同年 11 月は 38 万円に、遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年12月当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社が社会保険料の引落しに利用していたB銀行の預金口座について、同銀行から提出された預金明細書により、平成 11 年3月以降における社会保険料の納付状況等を確認したところ、12 年 10 月までは、毎月、前月の保険料が引き落とされているが、同年 11 月については残高不足、同年 12 月については口座の解約により、同年 10 月及び同年 11 月の保険料が引き落とされていないことが確認できる上、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時、多額の負債を抱えていたことを認めていること、

オンライン記録により同社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額 が遡って減額訂正されていることが確認できる申立人、専務取締役及び常務 取締役の当該訂正前後における厚生年金保険料の差額は、同社が厚生年金保 険の適用事業所でなくなる直前の 12 年 10 月及び同年 11 月に係る同社の厚 生年金保険料額とおおむね一致している上、同社の社会保険料の収納記録に より、社会保険事務所(当時)が、当該厚生年金保険料の差額を、当該期間 の厚生年金保険料に充当していることが確認できること、及び申立期間当時 における社会保険事務及び経理担当の従業員1人は、「A社が倒産した 12 年 11 月末前後に厚生年金保険被保険者の資格喪失届、標準報酬月額の変更 届を提出した記憶は無い上、同年 12 月 20 日頃、倒産により同社を解雇され た元従業員から、申立人が社会保険事務所の職員と話をしていたという話を 聞いた記憶がある。」、「申立人は、申立期間当時、社会保険及び経理部門 の責任者という立場にあり、代表者印を管理していた。」と証言しているこ とから、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時、申 立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正することに同意し、標準報酬月額の 変更届を行ったものと推認される。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として 自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なもの でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保 険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月16日から19年4月1日まで ねんきん定期便により、A社に採用され、同社の関連会社であるB社に 勤務していた申立期間について、標準報酬月額が、実際の給与総支給額よ りも低くなっていることが分かった。

しかし、申立期間の給与明細書を保管しているので、申立期間について、 標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係るA社の給与支払明細書によると、申立期間の給与総支給額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張どおり、いずれもオンライン記録の標準報酬月額よりも高額となっていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、上記給与支払明細書によると、申立期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、オンライン記録には、申立人に係る申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正された等の痕跡は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。